

第32回

患者刀食事介助

松本·山下綜合法律事務所 弁護士 山下 洋一郎 弁護士 山口 祐 輔

1. はじめに

術後の患者に対する看護師の食事介助のしかた に過失があったとされた事例を紹介します。

2. 事案

Aさん(60歳)は、くも膜下出血により緊急手術を受けて、術後5日目の昼食で食べた蒸しパンを喉に詰まらせて窒息が起き、それにより血管性認知症となりましたが、看護師の食事介助に注意義務違反があったとして、患者本人、妻、子3人が、病院と主治医に対して、合計1億4600万円あまりの損害賠償請求を提起しました。

病院側は、病変は小脳であり摂食や嚥下障害は 通常起きない、その2日前にはロールパンを食べ て異常は起きていない、事故は瞬間的に起きたこ とであって見守りをしていても防げなかった、窒 息から1分以内に解消しているから適切な監視を していた等の反論をしました。

3. 裁判所の判断

東京地方裁判所(平成26年9月11日判決)は、 主治医の責任については否定しましたが、食事を 介助した看護師に注意義務違反を認めて、病院に 対して患者本人に対する約4800万円の賠償を命じ ました。妻や子の請求については、「死に比肩す べき精神的苦痛は受けてはいない」としてこれを 認めませんでした。

看護師の注意義務違反については、患者はJCS3の状態であり、自分の嚥下に適した食べ物の大きさや柔らかさを適切に判断することが困難な状態にあったので、食事を介助する看護師は、蒸しパンが窒息の危険がある食品であることを知られることのないように、あらかじめ食べやないともさいたり、動作を観察していたことがあるのに、食事のときに患者の近くにいたことがあるが、食べやすい大きさにちぎっていないともは明らかで、患者の動作を観察していたこと等は証拠上明白でなく、注意義務を果たしていたと認めることはできないと判断しました。

4. まとめ

誤嚥の事故は施設で起きることが多いですが、病院でも起きます。提供する食材、提供方法、見守り、窒息が起きたときの対応等多くの争点があります。裁判所の「動作を観察し、どのように対応したかは証拠上不明であって」という判断は、証明責任との関係で疑問なしとしませんが、蒸しパン(判決にはその大きさの説明がありません)を食べやすい大きさに分割して提供していれば避けられた事故かも知れません。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件(相続、離婚、債務整理、刑事事件等)も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号日進センタービル7階 電話:**043-225-5242**